

## 付 議 第 2 号

### 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
 -----

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の表中

「

|    |  |  |
|----|--|--|
| 前項 | 条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者 | 教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者 |
|----|--|--|

」

を

「

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 附則第5項 | 条例別表2の(1)及び(2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者 | 教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者 |
| 前項    | 条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者   | 看護師等   |

」

に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当

分の間、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳に満たない子どもの数が4人に満たない連携型外認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表の5中

- 「
- (9) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と連携型外認定こども園との間で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得ることができるようにすること。
  - (10) 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合においては、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。
- 」

を

- 「
- (9) 連携型外認定こども園の職員は、当該連携型外認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
  - (10) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と連携型外認定こども園との間で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得ることができるようにすること。
  - (11) 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合においては、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。
- 」

に改める。

別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式注中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

別記第5号様式注中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「「保育短時間認定」とは同法第20条第3項」を「「保育短時間認定」とは同条第3項」に改める。

別記第7号様式から別記第11号様式までの規定中「㊦」を削る。

#### **附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

(1) 改正の主な内容

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 7 月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）が一部改正され、幼保連携型認定こども園において看護師等を教育及び保育に直接従事する職員とみなすことができる特例が追加されること等を考慮し、連携型外認定こども園の人員の基準について必要な改正をしようとするもの。

(2) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県認定こども園条例施行規則（抜粋）

高知県認定こども園条例施行規則（抜粋）

附 則

附 則

1～5 略

1～5 略

6 条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、1人に限って、当該連携型外認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳に満たない子どもの数が4人に満たない連携型外認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該連携型外認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、条例別表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、条例別表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 略     |   |      |
| 附則第5項 | 略   |      |
| 前項    | <u>条例別表2の(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者</u> | 看護師等 |

|    |   |
|----|---|
| 略  |   |
| 前項 | 略 |

別表

連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準

1～4 略

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)～(8) 略

(9) 連携型外認定こども園の職員は、当該連携型外認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

(10)・(11) 略

6 略

別表

連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準

1～4 略

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1)～(8) 略

(9)・(10) 略

6 略

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所  
氏名  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

連携型外認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

|                            |                   |         |         |        |    |
|----------------------------|-------------------|---------|---------|--------|----|
| 認定を受けようとする施設               | 施設の別              | 幼稚園     | 保育所     | 保育機能施設 |    |
|                            | 名称                |         |         |        |    |
|                            | 所在地               |         |         |        |    |
|                            | 設置年月日             | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日  |    |
|                            | 定員                | 人       | 人       | 人      |    |
|                            | 現員                | 人       | 人       | 人      |    |
| 認定こども園としての名称及びその長となるべき者の氏名 | 名称                |         |         |        |    |
|                            | 氏名                |         |         |        |    |
| 認定こども園としての事業の開始予定年月日       |                   | 年 月 日   |         |        |    |
| 利用定員                       | 区分                | 満3歳未満の者 | 満3歳以上の者 | 計      | 合計 |
|                            | 保育を必要とする子ども       | 人       | 人       | 人      | 人  |
|                            | 保育を必要とする子ども以外の子ども | 人       | 人       | 人      |    |

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要であると認める書類

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所  
氏名  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)  
電話番号

連携型外認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

|                            |                   |         |         |        |    |
|----------------------------|-------------------|---------|---------|--------|----|
| 認定を受けようとする施設               | 施設の別              | 幼稚園     | 保育所     | 保育機能施設 |    |
|                            | 名称                |         |         |        |    |
|                            | 所在地               |         |         |        |    |
|                            | 設置年月日             | 年 月 日   | 年 月 日   | 年 月 日  |    |
|                            | 定員                | 人       | 人       | 人      |    |
|                            | 現員                | 人       | 人       | 人      |    |
| 認定こども園としての名称及びその長となるべき者の氏名 | 名称                |         |         |        |    |
|                            | 氏名                |         |         |        |    |
| 認定こども園としての事業の開始予定年月日       |                   | 年 月 日   |         |        |    |
| 利用定員                       | 区分                | 満3歳未満の者 | 満3歳以上の者 | 計      | 合計 |
|                            | 保育を必要とする子ども       | 人       | 人       | 人      | 人  |
|                            | 保育を必要とする子ども以外の子ども | 人       | 人       | 人      |    |

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要であると認める書類

第2号様式（第3条関係）

子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置状況

| 子どもの年齢区分 | 子どもの人数（人） |      |      |   | 職員数（人） | 左の職員のうち学級担任の数（人） |
|----------|-----------|------|------|---|--------|------------------|
|          | 1号認定      | 2号認定 | 3号認定 | 計 |        |                  |
| 零歳児      | /         | /    |      |   |        | /                |
| 1歳児      |           |      |      |   |        |                  |
| 2歳児      |           |      |      |   |        |                  |
| 3歳児      |           |      | /    |   |        |                  |
| 4歳児      |           |      |      |   |        |                  |
| 5歳児      |           |      |      |   |        |                  |
| 計        |           |      |      |   |        |                  |

注 「1号認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「2号認定」とは同法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「3号認定」とは同法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもをいいます。

第2号様式（第3条関係）

子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置状況

| 子どもの年齢区分 | 子どもの人数（人） |      |      |   | 職員数（人） | 左の職員のうち学級担任の数（人） |
|----------|-----------|------|------|---|--------|------------------|
|          | 1号認定      | 2号認定 | 3号認定 | 計 |        |                  |
| 零歳児      | /         | /    |      |   |        | /                |
| 1歳児      |           |      |      |   |        |                  |
| 2歳児      |           |      |      |   |        |                  |
| 3歳児      |           |      | /    |   |        |                  |
| 4歳児      |           |      |      |   |        |                  |
| 5歳児      |           |      |      |   |        |                  |
| 計        |           |      |      |   |        |                  |

注 「1号認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「2号認定」とは同法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「3号認定」とは同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもをいいます。

第5号様式（第3条関係）

管理運営等の概要

|                                  |           |          |          |      |  |
|----------------------------------|-----------|----------|----------|------|--|
| 利用を希望する教育標準時間認定に係る子どもの選考方法       |           |          |          |      |  |
| 保育時間等                            | 区分        |          | 幼稚園      | 保育所等 |  |
|                                  | 開園時間      |          |          |      |  |
|                                  | 教育及び保育の時間 | 平日       | 教育標準時間認定 |      |  |
|                                  |           |          | 保育短時間認定  |      |  |
|                                  |           |          | 保育標準時間認定 |      |  |
|                                  | 土曜日       | 教育標準時間認定 |          |      |  |
|                                  |           | 保育短時間認定  |          |      |  |
|                                  |           | 保育標準時間認定 |          |      |  |
|                                  | 延長保育時間    |          | 保育短時間認定  |      |  |
|                                  |           |          | 保育標準時間認定 |      |  |
|                                  | 一時預かり     |          | 教育標準時間認定 |      |  |
|                                  |           |          | 在園児以外    |      |  |
|                                  | 開園日       |          |          |      |  |
| 休園日                              |           |          |          |      |  |
| 長期休園日                            |           |          |          |      |  |
| 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保するための体制の状況 |           |          |          |      |  |
| 民間保険等への加入状況                      |           |          |          |      |  |
| 自己評価、外部評価等の実施状況                  |           |          |          |      |  |
| 情報開示の状況                          |           |          |          |      |  |

注 「教育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を、「保育短時間認定」とは同条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定を、「保育標準時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち同令第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の認定をいいます。

第5号様式（第3条関係）

管理運営等の概要

|                                  |           |          |          |      |  |
|----------------------------------|-----------|----------|----------|------|--|
| 利用を希望する教育標準時間認定に係る子どもの選考方法       |           |          |          |      |  |
| 保育時間等                            | 区分        |          | 幼稚園      | 保育所等 |  |
|                                  | 開園時間      |          |          |      |  |
|                                  | 教育及び保育の時間 | 平日       | 教育標準時間認定 |      |  |
|                                  |           |          | 保育短時間認定  |      |  |
|                                  |           |          | 保育標準時間認定 |      |  |
|                                  | 土曜日       | 教育標準時間認定 |          |      |  |
|                                  |           | 保育短時間認定  |          |      |  |
|                                  |           | 保育標準時間認定 |          |      |  |
|                                  | 延長保育時間    |          | 保育短時間認定  |      |  |
|                                  |           |          | 保育標準時間認定 |      |  |
|                                  | 一時預かり     |          | 教育標準時間認定 |      |  |
|                                  |           |          | 在園児以外    |      |  |
|                                  | 開園日       |          |          |      |  |
| 休園日                              |           |          |          |      |  |
| 長期休園日                            |           |          |          |      |  |
| 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保するための体制の状況 |           |          |          |      |  |
| 民間保険等への加入状況                      |           |          |          |      |  |
| 自己評価、外部評価等の実施状況                  |           |          |          |      |  |
| 情報開示の状況                          |           |          |          |      |  |

注 「教育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を、「保育短時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定を、「保育標準時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち同令第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の認定をいいます。

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

連携型外認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項等について変更しますので、同法第29条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更しようとする内容

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

2 変更予定年月日

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

連携型外認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項等について変更しますので、同法第29条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更しようとする内容

| 変更前 | 変更後 | 変更理由 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

2 変更予定年月日

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

連携型外認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、認定こども園の運営の状況について次のとおり関係書類を添えて報告します。

| 施設の名称及び所在地                                | 保育を必要とする子ども |      |      | 保育を必要とする子ども以外の子ども |      |      |
|---|-------------|------|------|-------------------|------|------|
|   | 年齢区分        | 利用定員 | 在籍人数 | 年齢区分              | 利用定員 | 在籍人数 |
| 報告の日の前日において在籍している子どもの人数及び利用定員<br>( 月 日現在) | 満3歳未満の者     | 人    | 人    | 満3歳未満の者           | 人    | 人    |
|   | 満3歳以上の者     | 人    | 人    | 満3歳以上の者           | 人    | 人    |
|   | 計           | 人    | 人    | 計                 | 人    | 人    |

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類（別記第2号様式）
- 2 職員の資格に関する書類（別記第3号様式）
- 3 施設設備に関する書類（別記第4号様式）
- 4 教育及び保育の内容に関する書類（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず記入してください。）
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施しているものについて必ず記入してください。）
- 7 管理運営等に関する書類（別記第5号様式）
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

連携型外認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、認定こども園の運営の状況について次のとおり関係書類を添えて報告します。

| 施設の名称及び所在地                                | 保育を必要とする子ども |      |      | 保育を必要とする子ども以外の子ども |      |      |
|---|-------------|------|------|-------------------|------|------|
|   | 年齢区分        | 利用定員 | 在籍人数 | 年齢区分              | 利用定員 | 在籍人数 |
| 報告の日の前日において在籍している子どもの人数及び利用定員<br>( 月 日現在) | 満3歳未満の者     | 人    | 人    | 満3歳未満の者           | 人    | 人    |
|   | 満3歳以上の者     | 人    | 人    | 満3歳以上の者           | 人    | 人    |
|   | 計           | 人    | 人    | 計                 | 人    | 人    |

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類（別記第2号様式）
- 2 職員の資格に関する書類（別記第3号様式）
- 3 施設設備に関する書類（別記第4号様式）
- 4 教育及び保育の内容に関する書類（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず記入してください。）
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施しているものについて必ず記入してください。）
- 7 管理運営等に関する書類（別記第5号様式）
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

第9号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

連携型外認定こども園認定辞退等届出書

（認定こども園の認定を辞退します・認定こども園を休止します）ので、高知県認定こども園条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定の辞退又は休止の予定年月日
- 3 認定の辞退又は休止の理由
- 4 現に在籍している子どもに対する措置
- 5 休止予定期間
- 6 その他（財産の処分方法等）

注 括弧内のいずれか該当するものを○で囲んでください。

第9号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

連携型外認定こども園認定辞退等届出書

（認定こども園の認定を辞退します・認定こども園を休止します）ので、高知県認定こども園条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定の辞退又は休止の予定年月日
- 3 認定の辞退又は休止の理由
- 4 現に在籍している子どもに対する措置
- 5 休止予定期間
- 6 その他（財産の処分方法等）

注 括弧内のいずれか該当するものを○で囲んでください。

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

連携型外認定こども園再開届出書

認定こども園を再開しますので、高知県認定こども園条例施行規則第9条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開予定年月日
- 3 認定こども園を再開することができることとなった事情等
- 4 休止していた期間

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

連携型外認定こども園再開届出書

認定こども園を再開しますので、高知県認定こども園条例施行規則第9条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開予定年月日
- 3 認定こども園を再開することができることとなった事情等
- 4 休止していた期間

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

教育保育従事職員等資格特例証明書

高知県認定こども園条例施行規則第10条第1項第2号ただし書又は第3号ただし書の規定に基づき、次の者は、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証明し、学級担任又は満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認めます。

|   |  |
|---|--|
| 氏名                                      |  |
| 生年月日                                    |  |
| 現在有する資格                                 |  |
| 履歴                                      |  |
| 意欲、適性、能力等を有することに<br>するに関する所見            |  |
| 幼稚園の教員の免許状又は<br>保育士の資格の取得に<br>に向けた努力の内容 |  |

- 注 1 現在有する資格を証明する書類の写しを添えてください。  
2 資格試験受験票、通信講座受講票等の写しを添えてください。

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所  
氏名  
〔法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕  
電話番号

教育保育従事職員等資格特例証明書

高知県認定こども園条例施行規則第10条第1項第2号ただし書又は第3号ただし書の規定に基づき、次の者は、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証明し、学級担任又は満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認めます。

|   |  |
|---|--|
| 氏名                                      |  |
| 生年月日                                    |  |
| 現在有する資格                                 |  |
| 履歴                                      |  |
| 意欲、適性、能力等を有<br>することに<br>するに関する所見        |  |
| 幼稚園の教員の免許状又は<br>保育士の資格の取得に<br>に向けた努力の内容 |  |

- 注 1 現在有する資格を証明する書類の写しを添えてください。  
2 資格試験受験票、通信講座受講票等の写しを添えてください。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について  
 ◆高知県認定こども園条例の一部改正について

幼保支援課

改正の背景

保育所などの児童福祉施設や認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めている省令・告示が改正・施行（①から⑧）

- ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令  
 令和4年厚生労働省令 ①第159号(令和4年11月30日)・②同第167号(令和4年12月16日)・③同第175号(令和4年12月28日)
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省令 ④第4号(令和4年12月28日)
- ◎幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令  
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省令 ⑤第3号(令和4年12月16日)・⑥令和5年同省令第1号(令和5年2月3日)
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準  
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省告示 ⑦第2号(令和4年12月28日)・⑧令和5年同告示第1号(令和5年2月3日)

省令・告示の主な改正内容（保育所や認定こども園に関する部分）

- ＜送迎バス等の安全対策＞ ③厚労省令第175号、④内閣府・文科・厚労省令第4号、⑦内閣府・文科・厚労省告示第2号
- ア) 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること、  
 15 また、通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて降車時の所在確認をすることをそれぞれ義務化
- ＜懲戒＞ ②厚労省令第167号、⑤内閣府・文科・厚労省令第3号、⑧内閣府・文科・厚労省告示第1号
- イ) 民法改正（親権者の懲戒権に係る規定削除）に伴い、児童福祉施設の長等の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除
- ＜安全計画＞ ①厚労省令第159号
- ウ) 園児等の安全を確保するための計画（安全計画）の策定、周知、定期的な研修及び訓練等の実施が義務化
- ＜業務継続計画等＞ ①厚労省令第159号、⑥内閣府・文科・厚労省令第1号
- エ) 感染症や非常災害に備えるための計画（業務継続計画）の策定、周知、定期的な研修及び訓練等の実施が努力義務化
- オ) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施が努力義務化
- ＜職員の配置等＞ ①厚労省令第159号、⑥内閣府・文科・厚労省令第1号、⑧内閣府・文科学・厚労省告示第1号
- カ) 保育所等の設備及び職員について、その保育に支障のない場合に限り、併設する社会福祉施設と兼ねることを認める（インクルーシブ保育の実施）
- キ) 看護師等を保育士とみなす特例（乳児4人以上を入所させる場合に1人に限って保育士とみなす）について、乳児4人未満でも可能とする
- ＜虐待等の禁止＞ ⑧内閣府・文科・厚労省告示第1号
- ク) 虐待行為（児童福祉法第33条の10各号）にかかる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止

改正する条例

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

保育所 ア) イ) ウ) エ) オ) カ) キ)

◆高知県認定こども園条例

幼保連携型認定こども園  
 ア)※1 イ)※2 エ)※2 オ)※2 カ)※2 キ)※2  
 保育所型認定こども園  
 ア) イ)※2 ウ)※2 エ)※2 オ)※2 カ)※2  
 キ)※3 ク)※3  
 幼稚園型認定こども園  
 ア) キ)※3 ク)※3  
 地方裁量型認定こども園  
 ア) キ)※3 ク)※3

※1は、学校保健安全法施行規則の準用  
 ※2は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用  
 ※3は、条例施行規則の改正による

施行予定日

ア) 及びウ) からク) 令和5年4月1日  
 イ) 公布日

参考資料 3